

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は8,197人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は159,554人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で167,751人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 <small>たか はまちょう</small>	7,651 人	3,162 世帯	2,778 人	1,156 世帯	10,429 人	4,318 世帯
	おおい町 <small>おおいちょう</small>			8,233 人	3,216 世帯	8,233 人	3,216 世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>			29,262 人	11,997 世帯	29,262 人	11,997 世帯
	若狭町 <small>わか きちょう</small>			3,673 人	1,191 世帯	3,673 人	1,191 世帯
小計		7,651 人	3,162 世帯	43,946 人	17,560 世帯	51,597 人	20,722 世帯
京都府	舞鶴市 <small>まい づる し</small>	546 人	235 世帯	81,331 人	39,591 世帯	81,877 人	39,826 世帯
	綾部市 <small>あやべ し</small>			8,086 人	4,104 世帯	8,086 人	4,104 世帯
	南丹市 <small>なん たん し</small>			3,543 人	1,696 世帯	3,543 人	1,696 世帯
	京丹波町 <small>きょう たんば ちょう</small>			2,904 人	1,297 世帯	2,904 人	1,297 世帯
	福知山市 <small>ふくち やまし</small>			449 人	196 世帯	449 人	196 世帯
	宮津市 <small>みやづ し</small>			17,897 人	8,512 世帯	17,897 人	8,512 世帯
	伊根町 <small>い ね ちょう</small>			1,398 人	604 世帯	1,398 人	604 世帯
小計		546 人	235 世帯	115,608 人	56,000 世帯	116,154 人	56,235 世帯
滋賀県	高島市(※)			0 人	0 世帯	0 人	0 世帯
合計		8,197 人	3,397 世帯	159,554 人	73,560 世帯	167,751 人	76,957 世帯

※ 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

平成31年4月1日時点

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、500事業所、8,405人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	2,269	2,162	107
舞鶴市	4,286	5,509	△1,223
合計	6,555	7,671	△1,116

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町 ※1※2	青郷	112	1,108
	内浦	66	5,259
	高浜	285	1,869
	合計	463	8,236

市町名	PAZ内対象地区※4	事業所数	従業員数(人)※5
舞鶴市※3	松尾	2	12
	田井	5	51
	成生	1	23
	野原	29	83
	合計	37	169

出典：平成28年経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

- ※1 高浜町に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上
- ※2 高浜町における463事業所のうち、39事業所(5,123人)が関西電力関連企業

※3 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

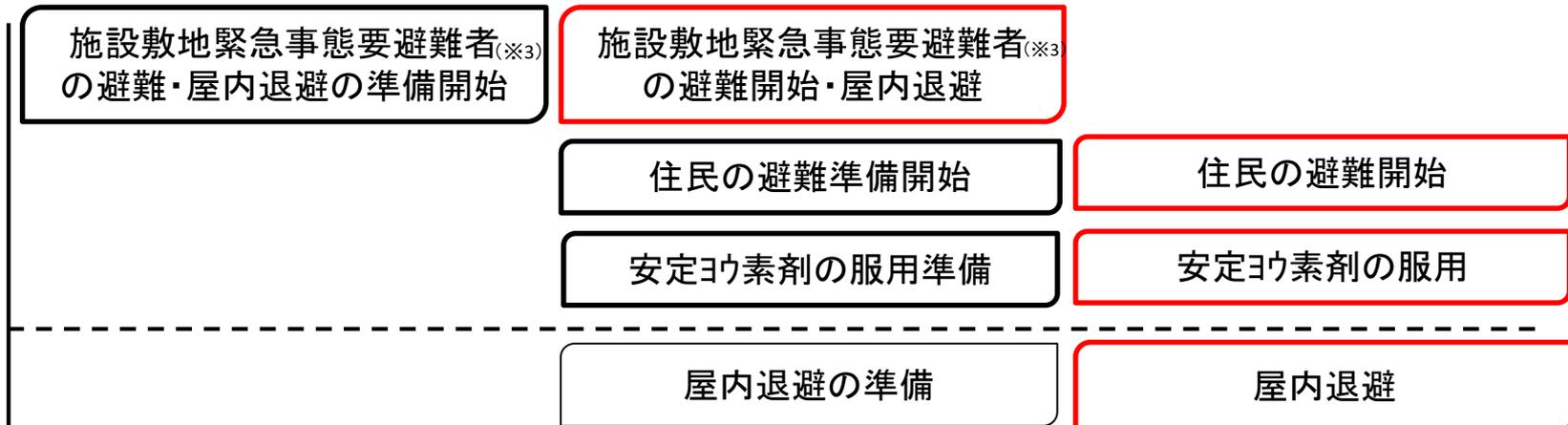
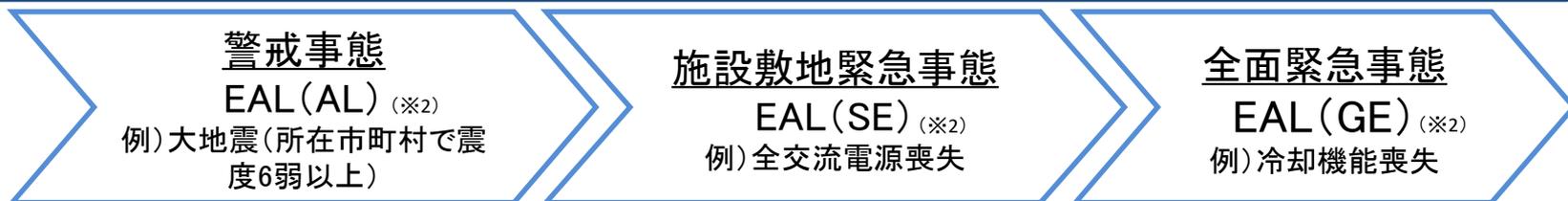
※4 PAZに準じた避難を行う地域を含む

※5 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて。避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。